

平成23年上半期の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について

1 インターネット・ホットラインセンター

警察庁では、平成18年6月より、インターネット上の違法・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報及びサイト管理者やプロバイダ等への削除依頼を行う業務を委託している。

2 運用状況

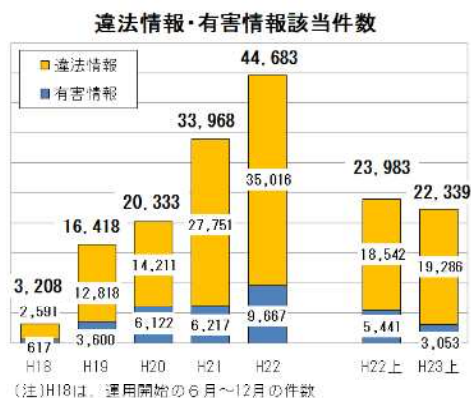
(1) 通報受理状況

センターが受理した通報件数は86,200件（前年同期比+8,070件、+10.3%）。

わいせつ物、児童ポルノに関する情報等インターネット上での流通が法令に違反する違法情報は19,286件（+744件、+4.0%）。

殺人など違法行為の請負等に関する情報や集団自殺を呼びかける情報等の有害情報は3,053件（-2,388件、-43.9%）。

違法情報、有害情報には分類されない、その他の情報は68,098件（+5,814件、+9.3%）。

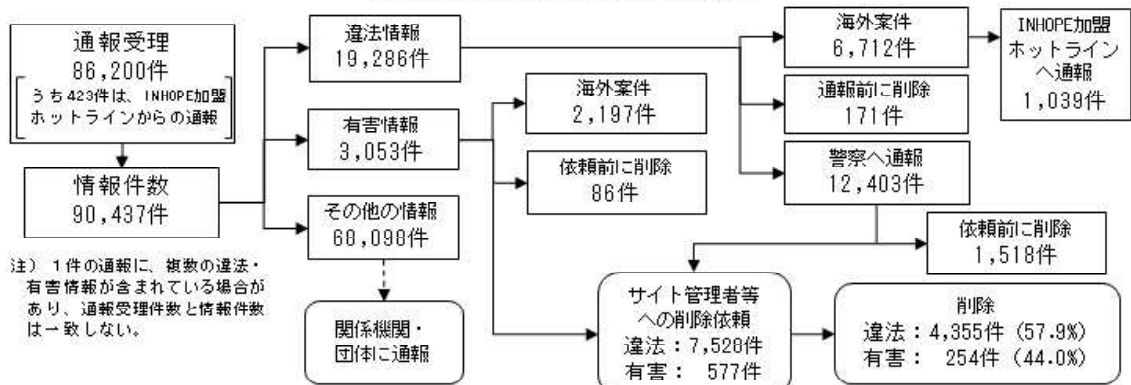


(2) 通報処理状況

センターからサイト管理者等に対する削除依頼については、依頼した違法情報7,528件のうち4,355件（57.9%、前年同期79.0%）が削除、依頼した有害情報577件のうち254件（44.0%、前年同期67.3%）が削除。

センターが受理した海外案件に関する違法情報については、国際的なホットライン相互の連絡組織であるINHOPEを通じて1,039件を通報。

通報受理後の処理の流れ

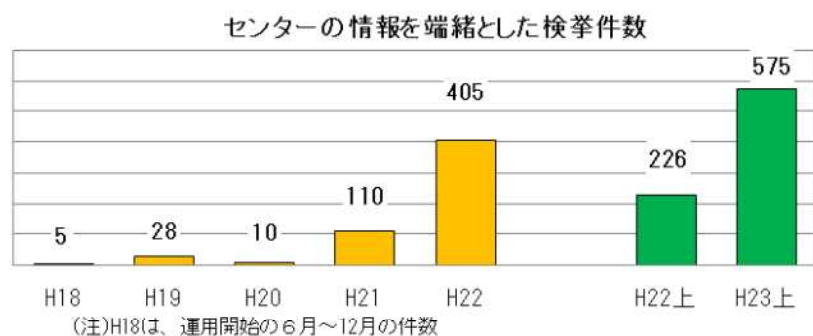


注) INHOPE (International Association of Internet Hotlines) とは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2011年10月時点で40団体(35の国・地域)が加盟。日本では、財団法人インターネット協会が2007年3月に加盟。

3 検挙状況

センターから通報を受けた違法情報を端緒として、平成23年上半期に検挙に至ったものは575件(前年同期比+349件、+154.4%)で、「全国協働捜査方式」の試行により大幅に増加。

- ・わいせつ物関連事件が478件(+424件)。
- ・規制薬物関連事件が56件(+41件)。
- ・出会い系サイト規制法関連事件が24件(-14件)。
- ・犯罪収益移転防止法関連事件が13件(+11件)。
- ・児童ポルノ関連事件が4件(-113件)。



4 今後の取組み

(1) 取締り強化

センターから通報される違法情報に係る捜査の効率化を目的とした「全国協働捜査方式」の本格運用により、違法情報の取締りを一層強化する。

(2) センター機能の充実強化

平成22年度「総合セキュリティ対策会議」の提言を踏まえ、センターの認知度の向上や利便性の高い通報フォームへの改善によるセンターへの通報の活性化を引き続き推進するとともに、センター内における情報の判断手続を制度化するなど、センター機能の充実強化を図る。

別添

インターネット・ホットラインセンターの情報を端緒とした主な検挙事例

【わいせつ情報による検挙】

海外サーバーを利用してわいせつ画像を掲載していたサイト管理者の男性（43歳）他5名をわいせつ図画公然陳列で検挙するとともに、同サイトにわいせつ画像を投稿していた投稿者40人に対する10府県一斉取締りを行った。

（4月・京都、愛知等）

【児童ポルノ情報による検挙】

インターネット上で児童ポルノやわいせつDVDを販売していた男性（41歳）他3名を、児童買春・児童ポルノ法違反（販売）等で検挙した。

（6月・千葉）

【薬物広告情報による検挙】

サイト上に覚醒剤を販売する旨の書き込みをした男性（28歳）を覚せい剤取締法違反（広告の制限）で検挙した。

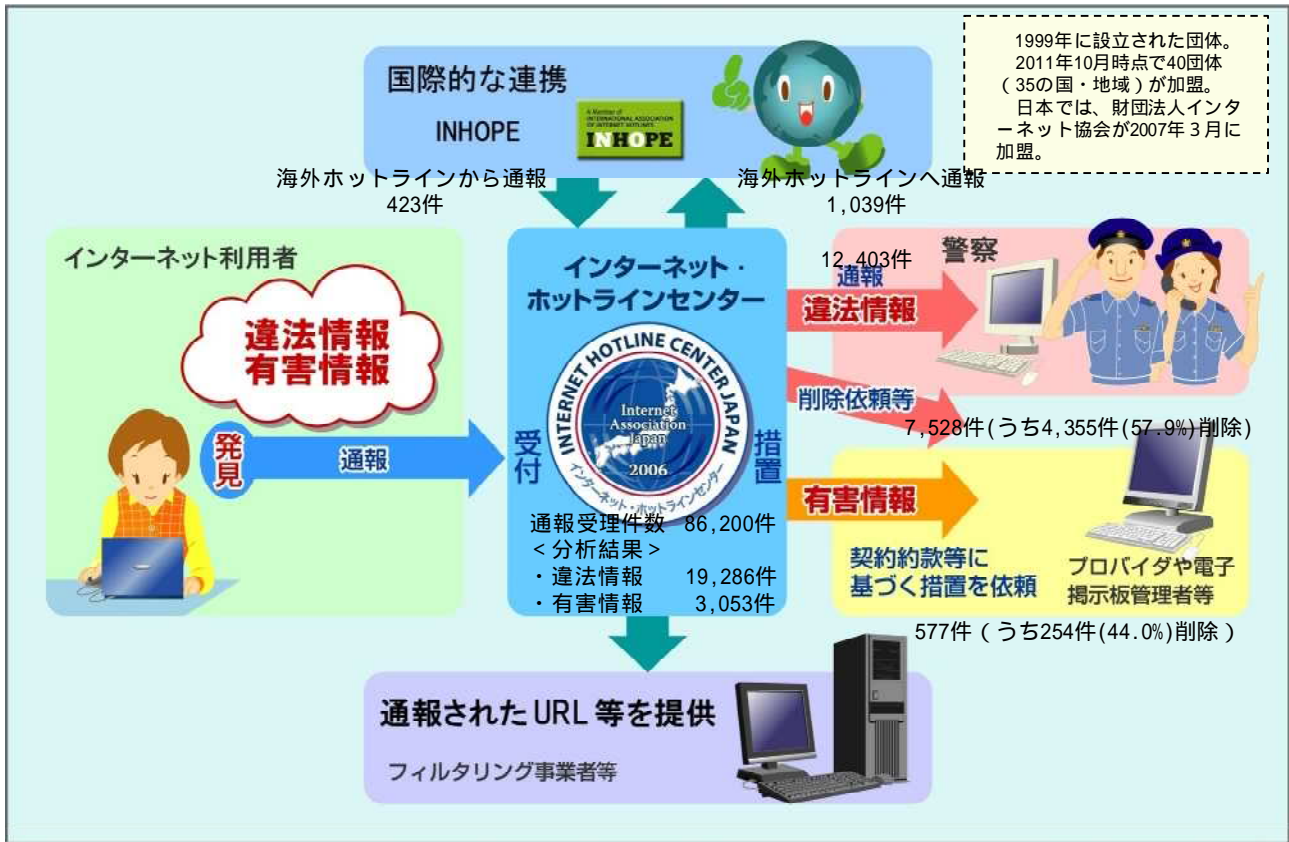
（2月・静岡）

【口座販売情報による検挙】

サイト上に銀行口座を販売する旨の書き込みをした男性（54歳）を犯収法違反（誘引）で検挙した。

（2月・警視庁）

「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況 (平成23年1月～平成23年6月)



「インターネット・ホットラインセンター」で取り扱う 違法情報、有害情報について

違法情報

わいせつ物公然陳列(刑法第175条)
 児童ポルノ公然陳列(児童ポルノ法第7条第4項)
 売春周旋目的の誘引(売春防止法第6条2項第3号)
 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為(同法第6条)
 薬物犯罪等の実行又は規制薬物(覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら)の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為(麻薬特例法第9条)
 規制薬物の広告(覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号)
 預貯金通帳等の譲渡等の誘引(犯罪収益移転防止法第26条第4項)
 携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引(携帯電話不正利用防止法第23条)

有害情報

情報自体から、違法行為(けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
 列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
 人を自殺に誘引・勧誘する情報(集団自殺の呼びかけ等)